

# 熊本県原子爆弾被爆者健康診断実施要領

## 第1 趣旨

熊本県内に居住する被爆者（健康診断受診者証所持者を含む。）に対する健康診断の実施については、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号。以下「法」という。）、同法施行令（平成7年政令第26号。以下「令」という。）及び同法施行規則（平成7年厚生省令第33号。以下「規則」という。）並びに関係通知によるほか、この要領の定めるところによる。

## 第2 健康診断の種類

健康診断の種類は、定期健康診断及び希望健康診断とする。

- (1) 定期健康診断は、年2回定期的に実施する。
- (2) 希望健康診断は、健康診断を受けることができる者の希望により年2回まで受診することができる。
- (3) 希望健康診断のうち被爆者の希望により年1回を限度として、がん検診を受診することができる。

## 第3 健康診断の受診対象者

被爆者及び健康診断受診者証所持者（以下「特例受診者」という。）とする。（以下両者を「受診対象者」という。）

## 第4 健康診断の実施機関

知事と契約を締結した健診機関とする。（以下「実施機関」という。）

## 第5 健康診断の受診方法

- (1) 受診対象者は、受診の際被爆者健康手帳又は健康診断受診者証を実施機関に提示するものとする。
- (2) 前項により提出された被爆者健康手帳又は健康診断受診者証は、健康診断終了後検査結果を記入などをしたうえ受診者に返還するものとする。

## 第6 健康診断の実施時期

各年度について、第1回分は4月から9月までの間、第2回分は10月から翌年2月までの間に実施するものとし、具体的日時は管轄県保健所長等が定めるものとする。

## 第7 健康診断の検査種類・検査項目

検査の種類は、一般検査及び精密検査とし、検査の項目は、それぞれ次のとおりとする。

### 1 一般検査

一般検査は、基本検査と付加検査及びがん検査に区分し、次の各号に掲げる検査を行うものとする。ただし、付加検査は、医師が必要と認める場合に限り行うものとする。

#### 基本検査

- (1) 視診、問診、聴診、打診及び触診による検査
- (2) CRP定量検査
- (3) 血球数計算（赤血球数及び白血球数）
- (4) 血色素検査
- (5) 尿検査（糖、たん白、ウロビリノーゲン及び潜血反応）
- (6) 血圧測定

#### 付加検査

- (7) 肝臓機能検査（AST検査法、ALT検査法及びγ-GTP検査法による）
- (8) 代謝機能検査（ヘモグロビンA1c検査：年1回行われることが望ましい）

## がん検査

- ( 9 ) 胃がん検査 (問診、胃部エックス線検査又は胃内視鏡検査)
- ( 10 ) 肺がん検査 (問診、胸部エックス線検査、喀痰細胞診)
- ( 11 ) 乳がん検査 (問診、視診、触診、乳房エックス線検査 (マンモグラフィ) )
- ( 12 ) 子宮がん検査  
(問診、視診、内診、子宮頸部及び体部の細胞診、コルポスコープ検査)
- ( 13 ) 大腸がん検査 (問診、便潜血検査)
- ( 14 ) 多発性骨髄腫検査 (問診、血清たん白分画検査)

(但し、肺がん検査における喀痰細胞診、子宮がん検査におけるコルポスコープ検査及び子宮体部の細胞診は、問診の結果、医師が必要と認めた場合に限る。)

## 2 精密検査

精密検査は、一般検査の結果さらに精密な検査を必要とする者に対し、次の各号に掲げる検査の範囲で必要と認められるものを行うものとする。

- ( 1 ) 骨髄造血像検査等の血液の検査
- ( 2 ) 肝臓機能検査等の内臓の検査
- ( 3 ) 関節機能検査等の運動器の検査
- ( 4 ) 眼底検査等の視器の検査
- ( 5 ) 胸部エックス線撮影検査等のエックス線検査
- ( 6 ) その他必要な検査

## 第8 費用の負担

県は別表「原子爆弾被爆者健康診断委託料単価表」に掲げる基準に従い健康診断に要する費用を予算の範囲内において負担するものとする。

ただし、精密検査については、別表「原子爆弾被爆者健康診断委託料単価表」に掲げる基準額と検査に要した額を比較して、いずれか低い方の額とする。

## 第9 費用の請求

実施機関は、健康診断終了後速やかに請求書 (様式第1号) を受診者の居住地を管轄する県保健所 (熊本市の居住者については、健康づくり推進課) に請求するものとする。

また、一般検査のうち基本検査及び付加検査については、内訳書 (様式第2号) を添付するものとするが、受診者の検査結果の記載された個人票または一覧表をもってこれに代えることができる。

## 第10 検査後の指導

実施機関は、健康診断に関する記録を被爆者健康手帳又は健康診断受診者証に記入などを行い、治療を要すると認められる者に対して適切な指導をするとともに次の事項についても説明を行うものとする。

### (1) 原爆症の認定申請 (法第11条)

健康診断の結果、原子爆弾の障害に起因して負傷し又は、疾病にかかり医療を要する状態にある被爆者については、意見書 (規則様式第6号) 及び健康診断個人票 (精密検査用) の写しを交付するとともに、法第11条第1項による厚生労働大臣の認定を受けるための申請ができる旨説明する。

### (2) 被爆者健康手帳への切り替え

健康診断の結果、特例受診者が次に掲げる障害を伴う疾病にかかっていたときは、被爆者健康手帳への切り替えができる旨説明する。

- ①造血機能障害を伴う疾病
- ②肝臓機能障害を伴う疾病
- ③細胞増殖機能障害を伴う疾病
- ④内分泌腺機能障害を伴う疾病

- ⑤脳血管障害を伴う疾病
- ⑥循環器機能障害を伴う疾病
- ⑦腎臓機能障害を伴う疾病
- ⑧水晶体混濁による視機能障害を伴う疾病
- ⑨呼吸器機能障害を伴う疾病
- ⑩運動器機能障害を伴う疾病
- ⑪潰瘍による消化器機能障害を伴う疾病

### (3) 健康管理手当の認定申請

健康診断の結果、被爆者が(2)に掲げる障害を伴う疾病にかかっていたときは健康管理手当の認定申請ができる旨説明する。

#### 第11 記録・保存

実施機関は、健康診断に関する記録を規則様式第4号(1)又は(2)による健康診断個人票に記録し5年間保存するものとする。

但し、健診機関にあつては、健康診断個人票の保存を管轄県保健所又は健康づくり推進課に依頼することができる。

#### 第12 報告

実施機関は、健康診断終了後速やかに次により報告するものとする。

##### 1 健診機関

健診機関の長は、原子爆弾被爆者健康診断実施報告書(様式第3号)により管轄保健所長に報告するものとする。

##### 2 県保健所

県保健所長は、各年度について管内分を取りまとめのうえ、第1回実施分は10月31日までに、第2回実施分は翌年3月31日までに原子爆弾被爆者健康診断実施報告書(様式第4号)に添付書類(様式第5号及び様式第6号)を添えて健康づくり推進課長へ報告するものとする。

#### 第13 交通手当金

受診者に対し支給する交通手当金については、別に定める。

付 則

この要領は、昭和63年4月1日から適用する。

付 則

この要領は、平成9年4月1日から適用する。

付 則

この要領は、平成10年4月1日から適用する。

付 則

この要領は、平成15年4月1日から適用する。

付 則

この要領は、平成16年4月1日から適用する。

付 則

この要領は、平成18年4月1日から適用する。

付 則

この要領は、平成20年4月1日から適用する。

付 則

この要領は、平成24年4月1日から適用する。

付 則

この要領は、平成25年4月1日から適用する。

付 則

この要領は、平成26年4月1日から適用する。

付 則

この要領は、平成27年4月1日から適用する。

付 則

この要領は、平成28年4月1日から適用する。

別表

原子爆弾被爆者健康診断委託料単価表

検査項目		委託単価	
基本検査		医療機関	5,346円
肝臓機能検査 (AST検査法、ALT検査法、 γ-GTP検査法) ※医師が必要と認める場合に限る		医療機関	2,041円
代謝機能検査 (ヘモグロビンA1c検査) ※医師が必要と認める場合に限る			529円
がん 検 査	胃がん	直接撮影	11,952円
		間接撮影	7,647円
		内視鏡検査	15,725円
	肺がん	X線	4,893円
		X線+喀痰	8,565円
	乳がん	一般	3,046円
		一般+X線	9,429円
	子宮がん	頸部	6,718円
		頸部+体部	12,334円
		頸部+コルポスコープ	8,986円
		頸部+体部+コルポスコープ	14,602円
	大腸がん		4,212円
	多発性骨髄腫		1,814円
	精密検査		医療機関